別添２

委　託　契　約　書　案

和歌山県（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業に関する業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条　甲は、次の業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

⑴　業務名　令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務

⑵　業務の内容及び経費　別添委託業務仕様書のとおり

（契約期間）

第２条　前条に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の契約期間は、令和８年　月　日から令和９年３月 31 日までとする。

（処理の方法）

第３条　乙は、委託業務を別添委託業務仕様書に記載された内容に従って実施しなければならない。

（委託費）

第４条　甲は、委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）として金　　円（うち消費税及び地方消費税の額　　円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、金　　円とする。（又は、免除する。）

（実績報告）

第６条　乙は、委託業務を終了したときは、その事業の成果を記載した委託業務実績報告書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（確認等）

第７条　甲は、乙から委託業務実績報告書の提出を受けたときは、これを検査し、適当と認めたときは当該報告書の引渡しを受けるものとする。

２　甲は、前項の検査の結果不適当と認めたときは、乙に委託業務のやり直し等を命じることができるものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

（委託費の支払）

第８条　乙は、委託業務実績報告書を甲に引き渡したときは、甲に対して委託費の支払請求書を提出するものとする。

２　甲は、前項の適法な支払請求書の提出があったときは、その日から 30 日以内に委託費を乙に支払うものとする。

３　甲は、その責めに帰する理由により委託費の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（調査等）

第９条　甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託業務の内容の変更）

第 10 条　甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託費又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（履行遅滞等）

第 11 条　乙は、履行期限までに委託業務を完了することが困難となったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は甲乙協議して定めるものとする。

２　乙は、前項の場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、委託費につきその延長日数に応じ、年３．０パーセントの割合で計算して得た額の違約金を甲に支払わなければならない。

（成果品の帰属）

第 12 条　この契約に基づく成果品の著作権は、甲に帰属するものとする。

（再委託等）

第 13 条　乙は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、委託業務の一部を第三者へ委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、あらかじめ甲に対して再委託承認申請書（別紙様式）を提出し、承認を得なければならない。

（甲の解除権）

第 14 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告なしにこの契約を解除し、既に支払った委託料がある場合は、その全部又は一部の返還を請求することができる。

⑴　乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。

⑵　乙がこの契約後相当期間経過しても委託業務に着手しないとき又は履行期限までにこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

⑶　乙が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙の役員又はその支店、営業所等を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において

同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　乙が、委託業務の一部を再委託する場合において、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託業務の一部の再委託契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

⑷　乙から次条第２項の規定による事情によらないで契約解除の申出があったとき。

２　前項の規定によりこの契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。（ただし、契約保証金を免除する場合は、下線部を「乙は、委託費の 10 パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。」とする。）

（委託業務の変更等）

第 15 条　甲は、必要があると認めるときは、乙と協議して委託業務を変更し、一時中止し、又は打ち切ることができる。

２　乙は、天災地変その他やむを得ない事情により委託業務の遂行が困難となったときは、委託業務中止（廃止）申出書を甲に提出し、甲と協議の上、この契約を解除し、又はこの契約の一部の変更を行うことができる。

（天災その他不可抗力による損害）

第 16 条　第７条の規定による引渡し前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

（損害賠償）

第 17 条　乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第 18 条　乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この委託業務終了後も同様とする。

（書類の整備）

第 19 条　乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入及び支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

２　乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を委託業務の完了の年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（契約不適合責任）

第 20 条　委託業務の完了後、納入物について仕様書との不一致（バグも含む。以下本条において「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

２　前項にかかわらず、当該契約不適合によっても個別契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の追完義務を負わないものとする。

３　甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

４　当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により個別契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

５　乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第７条の検査完了後５年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から 12 か月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、第７条の検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合は、この限りでない。

６　第１項、第３項及び第４項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（情報セキュリティ対策）

第 21 条　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、別記１「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（個人情報の保護）

第 22 条　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（管轄裁判所）

第 23 条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（その他）

第 24 条　この契約について疑義のあるとき又はこの契約に定めのない事項で必要な事項

は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証としてこの証書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その１通を保有する。

※ただし、電子契約を行う場合は下線部を以下のとおりとする。

本契約を電子契約にて締結する場合には、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本契約書に定める年月日により効力を有するものとする。

本契約の証として、 甲乙それぞれが電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和８年　月　日

甲　和歌山県知事　　宮　﨑　　泉

乙

別紙様式（第 13 条関係）

令和　年　月　日

再委託承認申請書

和歌山県知事　様

所　在　地

商号又は名称

代表者職氏名

令和８年　月　日付けで締結した令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務に係る契約について、再委託を行いたいので下記のとおり承認を求めます。

記

⑴　再委託の相手方

ア　所　在　地

イ　商号又は名称

ウ　代表者職氏名

⑵　再委託する業務内容

⑶　再委託の期間

令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

⑷　再委託を行う理由

別記１

情報セキュリティに関する特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、和歌山県情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（委託事業者の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定）

第２　乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、業務を実施し、情報資産の管理を行う責任者及び作業者を従事する委託内容ごとに明確にし、所属、役職、氏名及びその他必要な事項を書面（別記様式）により速やかに甲に届け出なければならない。

２　仕様書等において作業場所が定められていない場合は、当該作業場所を書面により速やかに甲に届け出なければならない。

３　前２項の届出事項に変更があった場合は、速やかに甲に届け出なければならない。

（秘密の保持）

第３　乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第４　甲及び乙は、互いに相手方の事前の同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第５　乙は、委託業務を再委託してはならない。

２　乙は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先に対する管理方法及びその他甲が求める内容を明確にした上で、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（善良な管理者の注意義務）

第６　乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、委託業務が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。

（情報資産の目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第７　乙は、委託業務において甲から提供を受けた情報について、委託業務以外の目的で利用してはならない。また、甲に無断で第三者へ提供してはならない。

（情報資産の複写又は複製）

第８　乙は、委託業務において甲から提供を受けた情報について、委託業務の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から承諾を受けるものとする。

（情報へのアクセス）

第９　乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類及び範囲並びにアクセス方法を遵守しなければならない。

（作業員の資格）

第 10　乙は、委託業務を実施する作業者に必要な資格が定められている場合は、その資格を証明するための資格証等を甲に提示し、又はその写しを提出しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 11　乙は、甲から情報資産の取扱状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、情報資産の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（事故報告）

第 12　乙は、委託業務に関しサイバーテロ、ウィルス感染及び情報漏えい等の事故（以下「情報セキュリティ事故」という。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、情報セキュリティ事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　甲は、委託業務に関し情報セキュリティ事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（事故の公表）

第 13　甲は、委託業務に関しインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該インシデントに関する情報を公表することができる。

（個人情報の保護）

第 14　乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記２「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

２　乙は、この契約による事務を処理するための特定個人情報の取扱いについては、別記３「特定個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約の終了後も効力を有するものとする。

４　前項の規定は、第５の規定による再委託先にも準用するものとし、この契約と同等以上の保護義務を規定した約定を当該再委託先と締結し、甲から指示あるときはその写しを提出するものとする。

（サービスレベル）

第 15　乙は、委託業務において提供されるサービスの品質の保証に関するサービスレベル合意書が定められている場合は、その内容を遵守しなければならない。

（従業員に対する教育）

第 16　乙は、委託業務の遂行に当たって、委託業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

（情報システムの運用に関する文書）

第 17　乙は、委託業務の遂行に当たって運用計画（別記様式）を策定し甲に提出しなければならない。また、仕様書等に基づき、その他運用に当たって必要な文書を作成し、甲に提出しなければならない。

（納品物のウィルス検査）

第 18　乙は、成果物を電子データで納品する際については、事前にウィルス対策ソフト等で電子データにウィルスが含まれていないか確認するものとする。

（監査及び検査）

第 19　甲は、委託業務に係る情報資産の取扱いについて、本特記事項の規定に基づき、必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（著作権の譲渡）

第 20　乙は、成果物の知的財産権については、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除いて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含む全ての権利を、甲に無償で譲渡するものとする。

２　乙は、成果品に関する著作者人格権を行使しないものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、成果品に乙又は第三者が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が組み込まれているときは、当該の乙著作物の著作権は、なお乙又は第三者に帰属するものとする。

（情報資産の返還、廃棄等）

第 21　乙は、委託業務を遂行するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等を含む情報資産については、甲の指示に従い、委託業務の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は復元できない方式で消去しなければならない。

（損害賠償等）

第 22　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第２の１、第 17 関係）

情報セキュリティ対策実施体制書及び情報システム運用計画書

令和　年　月　日

和歌山県知事　様

（受託者）

和歌山県知事から受託した令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務に関して、情報セキュリティに関する特記事項第２の１及び第 17 に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

業務概要	
従事する業務内容	
作業場所	
作業期間	
セキュリティ責任者 （所属、役職、氏名）	
作業者 （所属、役職、氏名）	
スケジュール	
成果物	
運用形態・環境等	
その他必要な事項	

※従事する業務内容ごとに作成すること。

別記２

個人情報取扱特記事項

（法令等の遵守）

第１　乙は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本特記事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の定め）

第３　乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定めなければならない。

２　作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

３　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱場所の特定）

第４　乙は、個人情報を取り扱う場所を定めなければならない。

２　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第５　乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（守秘義務）

第６　乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（再委託）

第７　乙は、委託業務を再委託してはならない。

２　乙は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、甲の承諾を得て行うことができる。

３　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８　乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第９　乙は、委託業務において利用する個人情報を保持している間は、個人の権利利益を侵害することのないよう各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

⑴　個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

⑵　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

⑶　作業従事者の監督・教育を行うこと。

⑷　個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

⑸　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

（収集の制限）

第 10　乙は、委託業務において個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 11　乙は、委託業務において利用する個人情報について、委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 12　乙は、委託業務において甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第 13　乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行わなければならない。

（個人情報の返還、消去又は廃棄）

第 14　乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

２　乙は、個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

３　乙は、委託業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録

された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

４　乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、個人情報の消去又は廃棄に係る報告書（別記様式）により甲に対して報告しなければならない。

（報告）

第 15　乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

（監査及び検査）

第 16　甲は、委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第 17　乙は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

３　甲は、委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 18　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 19　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記様式（第14の４関係）

個人情報の消去又は廃棄報告書

令和　年　月　日

和歌山県知事　様

（受託者）

和歌山県知事から受託した令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務に関して、個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、個人情報取扱特記事項第14の４に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．消去又は廃棄を行った日時

２．担当者名

３．消去又は廃棄の内容

別記３

特定個人情報取扱特記事項

（法令等の遵守）

第１　乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第６号）に基づき、特定個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう本特記事項を遵守しなければならない。また、これらのほか、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、本特記事項を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第２　乙は、特定個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第３　乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

３　乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

４　乙は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

５　作業責任者は、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

６　作業従事者は、作業責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（取扱場所の特定）

第４　乙は、特定個人情報を取り扱う場所を定め、業務の着手前に書面により甲に報告しなければならない。

２　乙は、取り扱う場所を変更する場合は、事前に書面により甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　乙は、甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、特定個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

（教育の実施）

第５　乙は、特定個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

２　乙は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

（守秘義務）

第６　乙は、委託業務の履行により直接又は間接に知り得た特定個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

２　乙は、委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

（再委託）

第７　乙は、委託業務を再委託してはならない。

２　乙は、委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。

３　前項の場合において、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

４　乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

５　乙は、再委託先に対して委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第８　乙は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

２　乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（特定個人情報の管理）

第９　乙は、委託業務において利用する特定個人情報を保持している間は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、特定個人情報の管理を行わなければならない。

⑴　特定個人情報を取り扱う事務、特定個人情報の範囲及び同事務に従事する作業従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。

⑵　組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。

⑶　作業従事者の監督・教育を行うこと。

⑷　特定個人情報を取り扱う場所の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体

等の取扱いにおける漏えい等の防止、特定個人情報の削除・機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

⑸　アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

（収集の制限）

第 10　乙は、委託業務において特定個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その目的を明示した上で本人から収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（提供された特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第 11　乙は、委託業務において利用する特定個人情報について、委託業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第 12　乙は、委託業務において甲から提供された特定個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第 13　乙は、甲乙間の特定個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に特定個人情報等の預り証を提出しなければならない。

（特定個人情報の返還、消去又は廃棄）

第 14　乙は、委託業務の終了時に、委託業務において利用する特定個人情報について、甲の指定した方法により、返還、消去又は廃棄を実施しなければならない。

２　乙は、委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を特定個人情報の消去又は廃棄申請書（別記第１号様式）により甲に申請し、その承諾を得なければならない。

３　乙は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

４　乙は、委託業務において利用する特定個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

５　乙は、特定個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、特定個人情報の消去又は廃棄報告書（別記第２号様式）により甲に対して報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第 15　乙は、甲から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

２　乙は、特定個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めな

ければならない。

（監査及び検査）

第 16　甲は、委託業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又は委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第 17　乙は、委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる特定個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

２　乙は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

３　甲は、委託業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第 18　甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

２　乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第 19　乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

別記第１号様式（第14の２関係）

特定個人情報の消去又は廃棄申請書

令和　年　月　日

和歌山県知事　様

（受託者）

和歌山県知事から受託した令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務に関して、特定個人情報取扱特記事項第14の２に基づき、特定個人情報を消去又は廃棄することを申請します。

記

１．消去又は廃棄すべき特定個人情報の項目

２．媒体名

３．数量

４．消去又は廃棄の方法

５．処理予定日

別記第２号様式（第14の５関係）

特定個人情報の消去又は廃棄報告書

令和　年　月　日

和歌山県知事　様

（受託者）

和歌山県知事から受託した令和８年度和歌山県生活習慣病重症化予防総合支援事業委託業務に関して、特定個人情報の消去又は廃棄を行いましたので、特定個人情報取扱特記事項第14の５に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．消去又は廃棄を行った日時

２．担当者名

３．消去又は廃棄の内容